

第3版

環境技術実証モデル事業
酸化エチレン処理技術分野

酸化エチレン処理技術 実証試験要領

平成18年3月31日

環境省水・大気環境局

本 編	3
・ 緒言	3
1. 対象技術.....	3
2. 実証試験の種類及び概要.....	3
(1) 実証試験の種類.....	3
(2) 実証試験の概要.....	3
(3) 用語の定義.....	4
・ 実証試験実施体制	5
1. 環境省.....	5
2. 環境技術実証モデル事業検討会.....	5
3. 実証運営機関.....	5
4. VOC 処理技術ワーキンググループ.....	5
5. 実証機関.....	5
6. 技術実証委員会.....	6
7. 環境技術開発者.....	6
・ 実証の対象技術の審査	7
1. 申請.....	7
2. 対象技術審査.....	7
・ 実証試験の準備	8
1. 実証項目の設定.....	8
(1) 排ガス処理性能実証項目.....	8
(2) 環境負荷実証項目.....	8
(3) 運転及び維持管理実証項目.....	8
2. 実証試験計画の策定.....	9
・ 実証試験の方法	10
1. 運転及び維持管理.....	10
(1) 通常の運転及び維持管理.....	10
(2) 異常事態への対応.....	10
(3) 費用の評価.....	10
2. 試験条件.....	11
3. 測定方法.....	15
(1) 排ガス処理性能実証項目の測定方法.....	15
(2) 環境負荷実証項目の測定方法.....	16
(3) 運転及び維持管理実証項目の測定方法.....	17
4. 分析精度の管理.....	18
(1) 器具・装置の性能の評価と維持管理.....	18
(2) 測定の信頼性の評価.....	19
(3) データの管理および評価.....	21
・ 実証試験結果報告書の作成	23

・ 実証試験実施上の留意点	24
1. データの品質管理	24
(1) データ品質管理の方法	24
(2) 測定とデータの取得	24
2. データの管理、分析、表示	24
(1) データ管理	24
(2) データ分析と表示	24
3. 環境・衛生・安全	25
4. 手数料	26
(1) 手数料の設定と徴収	26
(2) 手数料項目	26
5. 実証試験の変更又は中止について	27
(1) 環境技術開発者の希望による実証項目の追加について	27
(2) 環境技術開発者の希望による中止（辞退）について	27
(3) 実証機関の判断による実証項目の追加について	28
付録0：実証機関において構築することが必要な品質管理システム	29
付録1：実証申請書	33
付録2：実証試験計画	38
付録3：実証試験結果報告書 概要フォーム（暫定版）	40
資料編	I
・ 環境技術実証モデル事業の概要	I
・ 「環境技術実証モデル事業」実施体制	III
・ 環境技術実証モデル事業の流れ	IV
・ 平成17年度環境技術実証モデル事業検討会 VOC 処理技術ワーキンググループ設置要綱	
V	
・ VOC 処理技術ワーキンググループにおける検討経緯（酸化エチレン処理技術関連部分）	
VIII	

本 編

・ 緒言

1. 対象技術

本実証試験要領の対象となる酸化エチレン排ガス処理技術とは、医療機関や製薬工場等で使用されている酸化エチレン滅菌装置（容量 50～200L 程度）からの排ガスを、燃焼、酸化触媒反応、加水反応等の方法により適切に処理する、後付けでの設置が可能な技術（装置等）のことを指す。

2. 実証試験の種類及び概要

（ 1 ） 実証試験の種類

本実証試験は、各環境技術開発者特有の処理技術を実証し、その結果を評価するものである。本実証試験では、実証の対象となる機器について、以下の各項目を実証する。

- 環境技術開発者が定める技術仕様の範囲での、実際の使用状況下における環境保全効果、
- 運転に必要なエネルギー、物資、廃棄物量及び可能な限りコスト、
- 適正な運用が可能となるための運転環境、
- 運転及び維持管理にかかる労力。

（ 2 ） 実証試験の概要

実証試験は、主に以下の各段階を経て実証機関により実施される。なお、実証機関は、必要に応じ、実証試験の一部を外部機関に委託させることができる。

実証試験計画の策定

実証試験の実施の前に、実証試験計画を策定する。実証試験計画は、環境技術開発者の協力を得て、実証機関により作成される。

計画段階は主に次の活動が行われる。

- 実証試験の関係者・関連組織を明らかにする。
- 実証試験の一般的及び技術固有の目的を明らかにする。
- 実証項目を設定する。
- 分析手法、試料採取方法、試験期間を決定する。
- 以上を反映し、具体的な作業内容、スケジュール、担当者を定めた実証試験計画を策定する。

実証試験の実施

この段階では、実証試験計画に基づき実際の実証試験を行う。この実証試験は、計画段階で定められた実証対象機器の目的への適合を評価するものである。

データ評価と報告

最終段階は、全てのデータ分析とデータ検証を行うとともに、実証試験結果報告書を作成する。データ評価及び報告は、実証機関が実施する。

実証試験結果報告書は、実証運営機関に提出され、環境技術実証モデル事業検討会 VOC 処理技術ワーキンググループ（以下、ワーキンググループ）において、実証が適切に実施されているか否かが検討される。その後実証運営機関から環境省に提出され、環境省はワーキンググループにおける検討結果等を踏まえ、承認する。承認された実証試験結果報告書は、環境省の環境技術データベース等で一般に公開される。

(3) 用語の定義

主な用語の定義は日本工業規格（以下 JIS）に準ずるものとする。特に関連の深い JIS としては以下が挙げられる：

- JIS K 0050 「化学分析方法通則」
- JIS K 0114 「ガスクロマトグラフ分析通則」
- JIS K 0123 「ガスクロマトグラフ質量分析通則」
- JIS K 0211 「分析化学用語（基礎部門）」
- JIS K 0214 「分析化学用語（クロマトグラフィー部門）」
- JIS K 0215 「分析化学用語（分析機器部門）」
- JIS B 8530 「公害防止装置用語」

また、本実証試験要領での用語について、表 1 のように定める。

表 1 実証試験要領中の用語の定義

用語	定義
実証対象技術	実証試験の対象となる、酸化エチレンの除去手法を指す。実証対象技術は、明確な科学的根拠を持つものでなければならない。
実証対象機器	実証対象技術を機器・装置として具現化したもののうち、実証試験で実際に使用するものを指す。
実証項目	実証対象機器の性能を測るための項目を指す。
実証試験実施場所	実証対象機器が設置され、実証試験が実施される事業場を指す。
実証申請者	技術実証を受けることを希望する者を指す。申請した技術が実証対象として選定された後、実証申請者を環境技術開発者と呼ぶ。
環境技術開発者	実証対象技術の保有者を指す。申請した技術が実証対象として選定される前までは、実証申請者と呼ぶ。

・実証試験実施体制

1. 環境省

- 環境技術実証モデル事業全般を総合的に運営管理する。
- 実証体制を総合的に検討する。
- 環境技術実証モデル事業検討会を設置し、運営管理する。
- 実証試験の対象技術分野を選定する。
- 実証運営機関を選定する。
- 実証運営機関に実証試験運営業務委託等を行い、その費用を負担する。
- 実証試験要領を承認する。
- 実証機関を承認する。
- 実証機関に実証試験業務委託等を行い、その費用を負担する。
- 実証試験結果報告書を承認する。
- 環境技術の普及に向けた環境技術データベースを構築する。
- 実証済み技術に対し、ロゴマークを配布する。

2. 環境技術実証モデル事業検討会

- 環境技術実証モデル事業全体の運営に対し、助言を行う。
- 実証運営機関の選定にあたり、助言を行う。
- 実証試験結果の総合評価を行うにあたり、助言を行う。

3. 実証運営機関

- 実証試験要領を作成し、環境省の承認を得る。
- 実証機関を選定し、環境省の承認を得る。
- 実証対象技術を承認する。
- 実証試験にかかる手数料の項目の設定と実証申請者からの手数料の徴収を行う。
- 実証機関への実証試験業務の委託等を行う。
- 実証試験結果報告書を確認し、環境省の承認を得る。
- VOC 処理技術ワーキンググループを設置し、運営管理する。

4. VOC 処理技術ワーキンググループ

- 酸化エチレン処理技術分野及び VOC 処理技術分野（ジクロロメタン等有機塩素系脱脂剤処理技術）に関する環境技術実証モデル事業の運営に対し、助言を行う。
- 実証試験要領の作成に対し、助言を行う。
- 実証機関の選定に対し、助言を行う。
- 実証試験結果報告書の承認にあたり、助言を行う。

5. 実証機関

- 環境省又は実証運営機関からの委託等により、実証試験を運営管理する。
- 付録 0 に示される、品質管理システムを構築する。
- 実証対象技術を公募し、審査する。
- 技術実証委員会を設置、運営する。
- 環境技術開発者との協力により、実証試験計画を策定する。
- 実証試験に係る手数料額を算定する。

- 実証試験計画に基づき、実証試験を実施し、運営する。
- 実証試験に係る全ての人の健康と安全のために実証試験実施場所の安全を確保する。
- 必要に応じて、全ての実証試験の参加者の連絡手段の確保及び運搬上・技術的補助を含め、スケジュール作成と調整業務を行う。
- 実証試験を外部に委託する場合は、委託先において実証試験要領で求められる品質管理システムが機能していることを確実にする。
- 実証試験の手順について監査を行う。
- 実証試験によって得られたデータ・情報を管理する。
- 実証試験のデータを分析し、実証試験結果報告書を作成する。

6. 技術実証委員会

- 実証対象技術の審査にあたり、助言を行う。
- 実証試験計画の策定にあたり、助言を行う。
- 実証試験の過程で発生した問題に対して、適宜助言を行う。
- 実証試験結果報告書の作成にあたり、助言を行う。
- 実証試験された技術の普及のための助言を行う。

7. 環境技術開発者

- 実証試験計画の策定にあたり、実証機関に必要な情報を提供する等、実証機関に協力する。
- 実証試験実施場所で使用可能な実証対象機器を必要なだけ準備する。また、「運転及び維持管理マニュアル」を実証機関に提供する。
- 実証対象機器の運搬、設置、撤去等が必要な場合は、環境技術開発者の費用負担及び責任で行うものとする。
- 実証試験、実証対象機器の運転及び維持管理に要する費用を負担する。また追加的に発生する薬剤、消耗品、電力等の費用も負担する。
- 必要に応じ、実証試験中の実証対象機器の運転や測定など、技術的に実証機関の補助を行う。
- 必要に応じ、実証対象機器の運転及び維持管理を行う技術者を提供する。技術者は適切な資格を有しているか、必要な訓練を受けている者とする。
- 他の現場での試行または運転が行われている場合、実証対象技術に関する既存の性能データを用意する。
- 実証試験結果報告書の作成において、実証機関に協力する。

・実証の対象技術の審査

1. 申請

実証申請者は、実証機関に申請者が保有する技術・製品の実証を申請することができる。申請すべき内容は以下の通りとし、付録1に定める「実証申請書」に必要事項を記入するとともに、指定された書類を添付して、実証機関に対し申請を行うものとする。なお、実証申請者は、実証機関と協議の上、申請後に辞退することができる。

- a. 企業名・住所・担当者所属・担当者氏名等
- b. 技術の概要
- c. 自社による試験結果
- d. 製品データ
- e. 開発状況・納入実績
- f. 技術の先進性等について
- g. その他（特記すべき事項）
- h. 実証対象機器の基本仕様書（設計根拠が確認できること）*
- i. 運転及び維持管理マニュアル（管理内容が確認できること）*

（注）*印は実証申請書に添付すべき書類

2. 対象技術審査

実証機関は、申請された内容に基づいて、以下の各観点に照らし、技術実証委員会等の意見を踏まえつつ、総合的に判断した上で、対象とする技術を審査し、実証運営機関の承認を得る。

- a. 形式的要件
 - 申請技術が、3ページ「1.対象技術」に示した対象技術分野に該当するか。
 - 申請内容に不備はないか。
 - 商業化段階にある技術か。
- b. 実証可能性
 - 予算、実施体制等の観点から実証が可能であるか。
 - 適切な実証試験計画が策定可能であるか。
 - 実証試験にかかる手数料を実証申請者が負担可能であるか。
- c. 環境保全効果等
 - 技術の原理・仕組みが科学的に説明可能であるか。
 - 副次的な環境問題等が生じないか。
 - 高い環境保全効果が見込めるか。

審査の段階で、実証申請者は実証機関との間で、試験期間・時期等を含めた具体的な実証の方法について、協議を行うことができる。なお、個々の申請技術の審査結果は原則公開しないこととする。

．実証試験の準備

1. 実証項目の設定

(1) 排ガス処理性能実証項目

本実証試験の排ガス処理性能実証項目として想定されるものを、表 2 に示す。この試験項目は、全ての酸化エチレン処理技術に対する実証試験の試験対象となる。実証機関は、これら以外の実証項目についても評価の必要性を検討し、決定した排ガス処理性能実証項目を全て実証試験計画に記載する。

表 2 排ガス処理性能実証項目

試験項目	内容
酸化エチレン濃度	酸化エチレン処理装置入口及び出口ダクトにおける酸化エチレン濃度
処理効率推移	酸化エチレン処理装置入口及び出口ダクトにおける酸化エチレン濃度から算定される酸化エチレン処理効率の推移
処理率（移動収支）	酸化エチレンの酸化エチレン処理装置への総流入量及び総排出量から算定される移動収支

(2) 環境負荷実証項目

本実証試験の環境負荷実証項目として想定されるものを、表 3 に示す。実証機関は、これら以外の実証項目についても評価の必要性を検討し、決定した環境負荷実証項目を全て実証試験計画に記載する。なお、騒音の実証試験結果は、参考値として取り扱う。

表 3 環境負荷実証項目

項目分類	実証項目	内容	主な関連費用
環境影響	CO 濃度	排ガス中の CO 濃度 (ppm)	-
	NOx 濃度	排ガス中の NOx 濃度 (ppm)	-
	2 次生成物発生状況	(エチレングリコール等の 2 次生成物が発生する場合) 2 次生成物の発生状況。	処理費用
参考項目	騒音	機器 (本体) 運転中の騒音 (dB)	-

(3) 運転及び維持管理実証項目

定量的・定性的な運転及び維持管理上の性能評価、またこれらに伴う費用の評価のために必要な実証項目として想定されるものを、表 4 に示す。実証機関はこれら以外の実証項目についても検討し、決定した運転及び維持管理実証項目を全て実証試験計画に記載する。

表 4 運転及び維持管理実証項目

項目分類	実証項目	内容	主な関連費用
使用資源	消費電力量	1 運転あたりの電力消費量 (kWh/回)	電気使用料
	燃料消費量	(都市ガス、LPG 等の燃料を消費する場合) 1 運転あたりの燃料消費量	燃料使用費
	水消費量	(処理反応及び冷却等に水を消費する場合) 1 運転あたりの水消費量	水使用費
	その他反応剤等消費量	(その他何らかの反応剤等を消費する場合) 1 運転あたりの反応剤消費量	消耗品費
運転及び維持管理性能	実証対象機器の運転・維持管理に必要な人員数と技能	最大人数と作業時間 (人日) 管理の専門性や困難さを記録する	-
	実証対象機器の安全性	安全性の確保に関する対応 (逆止弁等)	-
	非常事態への対応	停電等に対する対応、高濃度酸化エチレンの流入に対する安全性等	-
	処理性能の持続性	長期使用に伴う処理効率の劣化度合い、触媒等の部品の寿命、交換頻度等	-
	トラブルからの復帰方法	復帰操作の容易さ・課題等	-
	運転及び維持管理マニュアルの評価	読みやすさ・理解しやすさ・課題等	-

2. 実証試験計画の策定

実証機関は、環境技術開発者の情報提供や技術実証委員会の助言を受けながら、実証試験計画を策定する。なお、実証試験計画に対して、環境技術開発者の承認が得られない場合には、実証機関は必要に応じて環境省と協議を行い、対応を検討することとする。

実証試験計画として定めるべき項目を付録 2 に示す。

．実証試験の方法

1. 運転及び維持管理

試験期間を通じ、定常な運転状態を維持し、運転の適正化と効率化を図るために、実証対象機器は定期的な監視と維持管理を要する。維持管理を担当するのが実証機関または他の組織であるとしても、全ての監視と維持管理に関する作業は、事前に実証機関が調整し、実証試験計画に記載され、関係者により確認されていなければならない。

(1) 通常の運転及び維持管理

- 実証試験期間中、適正に運転するための実証対象機器の維持管理は、運転及び維持管理マニュアルに従う。
- 校正は運転及び維持管理マニュアルに従う。校正頻度も、少なくとも運転及び維持管理マニュアルで指定されたものを満たさなければならない。
- 運転及び維持管理実証項目については、使用者の運転及び維持管理技能が低い場合に予想される問題点についても考慮されなければならない。

(2) 異常事態への対応

実証機関は、異常事態が発生した際には速やかに環境技術開発者に連絡をとる。実証機関は、環境技術開発者の示した定常運転状態に復帰させるよう、措置をとらなければならない。不測の事態の際には、実証機関は環境技術開発者ととも問題に対応する。

異常事態中の試料採取結果は、実証試験結果報告書内の統計分析には用いないが、実証試験結果報告書内でその試料採取結果について検討しなければならない。定常運転に復帰し次第、代わりの試料採取を実施する。

異常事態については、その状態、原因、結果、復帰方法を実証試験結果報告書に文書化する。原因がわからない場合、また本当に異常事態だったのかが判断できない場合は、その期間中の試料採取も実証試験結果報告書での統計分析に用いる。

実証機関は、実証対象機器が正常に動作しなかった場合または十分な性能を発揮しなかった場合においても、実験環境及び人員の安全性を確保できるような実験装置を組まなければならない。

(3) 費用の評価

実証機関は、環境技術開発者の協力の下、電力使用量、2次生成物の処理費用、消耗品の価格等、運転及び維持管理にかかる費用を評価するために必要な情報を整理しなければならない。

2. 試験条件

酸化エチレン排ガス処理技術の実証試験は、以下の2種類の試験を実施することとする。ただし、実証対象機器の特性により、対応できない試験がある場合は、試験を実施する必要はない。

実証機関は、酸化エチレンガスを加湿する等、実際の酸化エチレン滅菌器の使用状況等を考慮してより詳細な試験条件を検討し、実証試験計画を定めることとする。また、実証機関は、実証試験の実施時期及び実施場所により試験条件に差が出ないように、温度等の試験環境を可能な限り一定に調整し、試験を実施することとする。

1. 標準酸化エチレンガス処理試験

標準酸化エチレンガス処理試験は、空気により適宜希釈した酸化エチレンガスを一定の流量で1時間実証対象機器に導入し、処理後排ガス中の酸化エチレン濃度等の排ガス処理性能実証項目及び環境負荷実証項目を測定する試験である。

導入する酸化エチレンガスの濃度及び流量は、実証対象機器の最大処理量が測定できるよう、環境技術開発者が設定する。詳細な試験条件は、実証試験計画において定める。

2. 酸化エチレン滅菌器シミュレータ排ガス処理試験

酸化エチレン滅菌器シミュレータ排ガス処理試験は、酸化エチレン滅菌器からの酸化エチレンガス排出パターンを再現するシミュレータにより調整されたガスを実証対象機器へ導入し、処理後排ガス中の酸化エチレン濃度等の排ガス処理性能実証項目及び環境負荷実証項目を測定する試験である。

シミュレータにより再現する排出パターンは、ボンベ式の酸化エチレン滅菌器を想定したパターンAと、カートリッジ式の酸化エチレン滅菌器を想定したパターンBの2通りとする。それぞれのパターンに対し、約50L、150Lのチャンバー容量を設定する。

ただし、実証対象機器の特性により、対応できないパターン及び容量がある場合には、その試験は実施する必要はない。

【パターンA】

処理対象ガスは20%酸化エチレン/CO₂ガスを使用し、チャンバー内の酸化エチレンガス濃度が約700mg/Lになるよう調整する。

排気装置には、ドライポンプを用いることとし、実証対象機器に内蔵されているポンプまたは環境技術開発者が用意するポンプを利用する。ただし、水封式ポンプからの排水を循環利用し、下水系統へ排出しない機器の場合には、水封式ポンプを使用しても良い。

パターンAでは、減圧（圧力は、実証機関が適宜設定）した後に酸化エチレンガスを給気しながら約1,000hPa（ゲージ圧）まで加圧し（給ガス）、一定時間圧力を保持する（滅菌）。滅菌工程の後は、排気しながら（排ガス）約700hPaまで減圧し、一定時間圧力を保持（洗浄減圧）した後、大気圧まで給気し（洗浄給気）、一定時間大気圧を保持する（洗浄）。その後は、約700hPaまでの減圧（洗浄排気）、洗浄減圧、洗浄給気、洗浄というエアレーションの工程を5回繰り返す。5回のエアレーション工程によって、チャンバー内の酸化エチレンガスが排出し切らないと実証機関が判断した場合には、エアレーション工程の回数を増やすものとする。

給ガス、滅菌、洗浄減圧、洗浄給気、洗浄の各工程における時間設定は、実証機

関が調整する。排ガス及び洗浄排気工程の時間設定は、環境技術開発者の申請により決定する。なお、各エアレーション工程における時間設定は、すべての回数とも同一とする。

試験に用いるチャンバーの正確な容量、詳細な排出パターン等は、実証試験計画において定めることとする。

【パターン B】

処理対象ガスは 95～100%酸化エチレンガスを使用し、チャンバー内の酸化エチレンガス濃度が約 900mg/L になるよう調整する。

排気装置には、エアエjectorまたはドライポンプを用いることとする。エアエjectorの場合には、実証機関が用意する流量 100L/min のものを利用することとし、ドライポンプの場合には、実証対象機器に内蔵されているポンプまたは環境技術開発者が用意するポンプを利用する。ただし、水封式ポンプからの排水を循環利用し、下水系統へ排出しない機器の場合には、水封式ポンプを使用しても良い。

パターン B では、減圧した後に酸化エチレンガスを給気しながら加圧し（給ガス）、一定時間圧力を保持する（滅菌）。減圧及び滅菌工程における圧力は、実証機関が適宜設定する。滅菌工程の後には、排気しながら約-800hPa まで減圧し、その後チャンバーの弁を開放して大気圧以下で連続換気（洗浄）を行う。

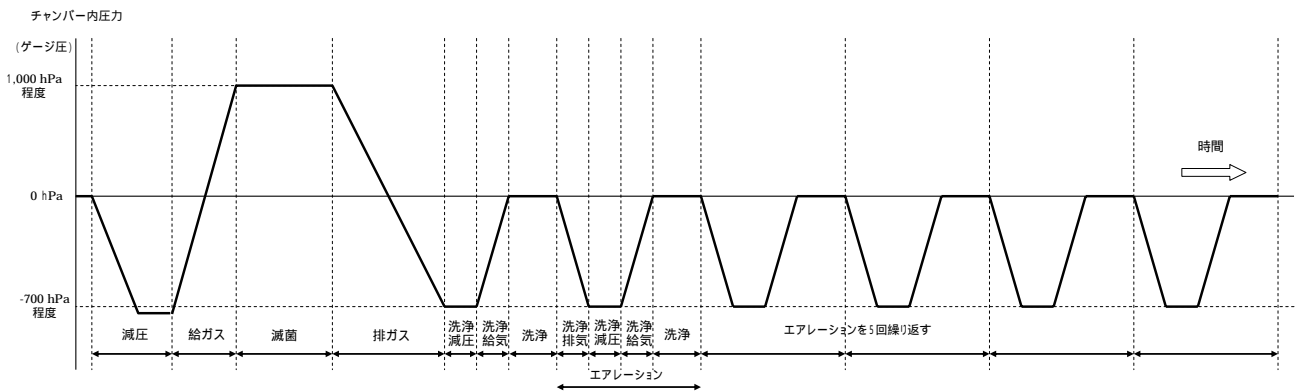
給ガス及び滅菌工程における時間設定は、実証機関が調整する。排ガス工程における時間設定は、環境技術開発者の申請により決定する。洗浄工程では、連続 60 分間空気を導入することとするが、チャンバー内の酸化エチレンガスが排出し切らないと実証機関が判断した場合には、洗浄工程の時間を延長するものとする。

試験に用いるチャンバーの正確な容量、詳細な排出パターン等は、実証試験計画において定めることとする。

表 5 酸化エチレン滅菌器シミュレータ排ガス処理試験の種類

パターン	チャンバー容量	処理対象ガス	概要
A	50L 及び 150L 程度	20%酸化エチレン/CO ₂ ガス	ボンベ式の酸化エチレン滅菌器を想定。
B	50L 及び 150L 程度	95～100%酸化エチレンガス	カートリッジ式の酸化エチレン滅菌器を想定。

【パターン A】



工程		時間 (分)	チャンパー 入口弁	チャンパー 出口弁	備考
給ガス		実証機関が 設定	開	閉	
滅菌			閉	閉	
排ガス		環境技術開 発者が設定	閉	開	
洗浄減圧		実証機関が 設定	閉	閉	
洗浄給気			開	閉	
洗浄			閉	閉	
エアレー ション	洗浄排気	環境技術開 発者が設定	閉	開	5 回反復
	洗浄減圧	実証機関が 設定	閉	閉	
	洗浄給気		開	閉	
	洗浄		閉	閉	

図 1 排出パターンの概要

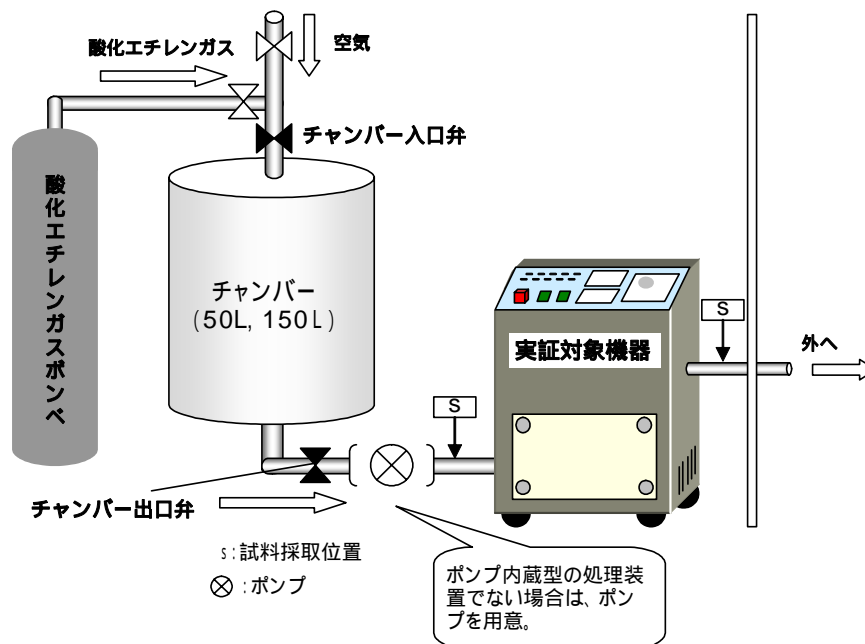
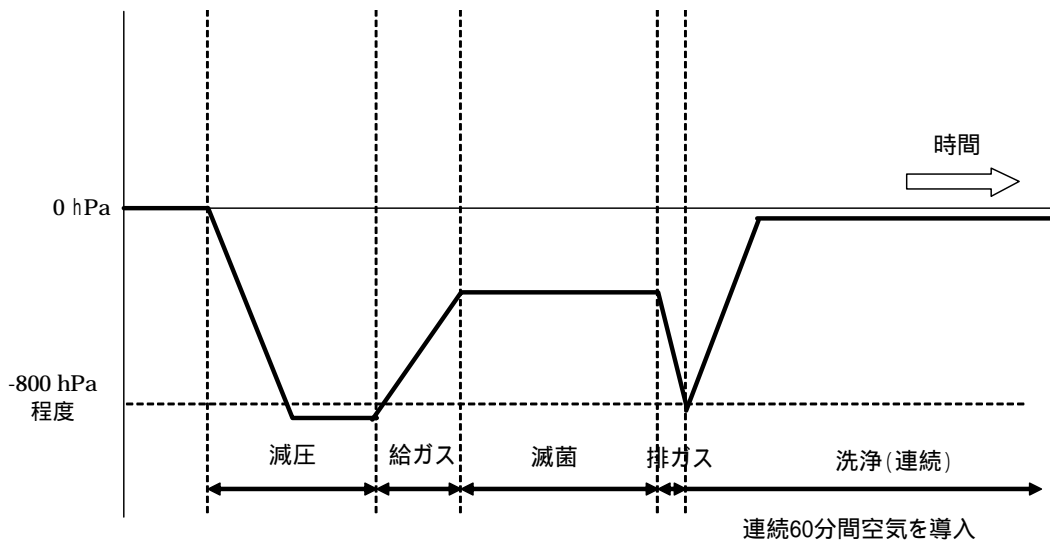


図 2 試験装置イメージ (例示)

【パターン B】



工程	時間(分)	チャンパー 入口弁	チャンパー 出口弁	備考
給ガス	実証機関が 設定	閉	閉	カートリッジから 酸化エチレンガス を供給
滅菌		閉	閉	
排ガス	環境技術開 発者が設定	閉	開	
洗浄(連続)		開	開	連続換気 60分間空気を導入。

図 3 排出パターンの概要

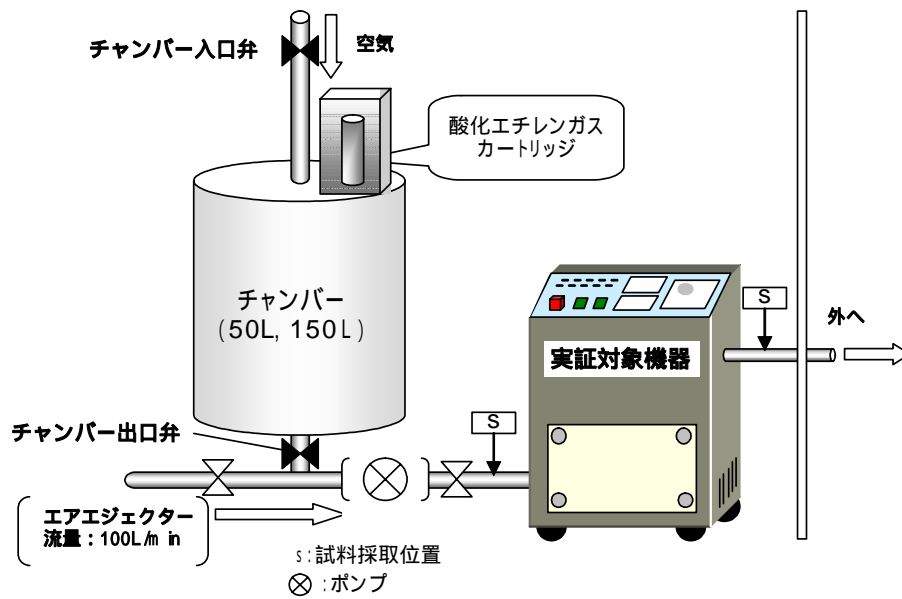


図 4 試験装置イメージ(例示)

3. 測定方法

(1) 排ガス処理性能実証項目の測定方法

排ガス処理性能実証項目についての測定方法を表 6に示す。

下記試験項目以外の測定方法は、関連 JIS や関連規制を参考とし、実証試験計画において定める。

表 6 排ガス処理性能実証項目の測定方法

測定項目	方法
酸化エチレン濃度	実証対象機器の入口ダクトにおける酸化エチレン濃度は、各工程の排出開始時にサンプリングを行い、希釈した後、全炭化水素計測装置で測定する。出口ダクトにおける酸化エチレン濃度は、連続全炭化水素計測装置による測定と、固相捕集 - 溶媒抽出 - ガスクロマトグラフ質量分析法による測定を行う。固相捕集 - 溶媒抽出 - ガスクロマトグラフ質量分析法については、「有害大気汚染物質測定方法マニュアル(酸化エチレン)」(環境庁大気保全局大気規制課平成 11 年 3 月)を参考とする。
処理効率推移	処理効率推移は、実証対象機器の入口及び出口ダクトにおける酸化エチレン濃度から求める。出口濃度は、基本的に連続全炭化水素計測装置によるデータを用いる。
処理率(移動収支)	処理率は、実証対象機器の入口及び出口ダクトにおける酸化エチレン濃度及び流量から求める。出口濃度は、連続全炭化水素計測装置またはガスクロマトグラフ質量分析法によるデータを用いる。

1) 試料採取

固相捕集 - 溶媒抽出 - ガスクロマトグラフ質量分析法における試料採取は、吸着剤を充填した捕集管を用いる固体吸着採取法により行う。実証対象機器の出口ダクトからの排ガスを採取し、捕集管に捕集した後、濃度測定に用いる。

使用する試料採取器材は、JIS K 0095(排ガス試料採取方法)を参考とする。

2) その他要測定項目

処理効率推移及び処理率を求めるためには、実証対象機器の入口ダクト及び出口ダクトにおける排ガスの流量及び温度を測定しなければならない。各項目についての測定方法を表 7に示す。

表 7 その他要測定項目の測定方法

要測定項目	方法
流量	(実証対象機器入口ダクト側) 滅菌器シミュレータ内の圧力を測定することにより流量を算出。圧力計は、測定圧力範囲-101 kPa ~ +200 kPa、最少読みとり値 1 kPa 以下の精度を持つものを使用するのが望ましい。 (実証対象機器出口ダクト側) 熱線風速計等を用いて連続測定。
温度	熱電対等を用いて連続測定。

(2) 環境負荷実証項目の測定方法

環境負荷実証項目についての測定方法を表 8に示す。

下記試験項目以外の測定方法は、関連 JIS や関連規制を参考とし、実証試験計画において定める。実証機関は、測定を行った項目及びその測定方法について、実証試験結果報告書に記載しなければならない。

表 8 環境負荷実証項目の測定方法

項目分類	実証項目	方法
環境影響	CO 濃度	JIS K 0098 (排ガス中の一酸化炭素分析方法)を参考とする
	NOx 濃度	JIS K 0104 (排ガス中の窒素酸化物分析方法)または JIS B 7982 (排ガス中の窒素酸化物自動計測システム及び自動計測器)を参考とする。
	2次生成物発生状況	実証機関が適宜設定。
参考項目	騒音	JIS Z 8731 (環境騒音の表示・測定方法)を参考として測定する。送風機が付属している場合は、その騒音を JIS B 8330 (送風機の試験及び検査方法)を参考として測定する。 詳細な測定条件は実証機関が設定し、実証試験計画に記載する。

(3) 運転及び維持管理実証項目の測定方法

運転及び維持管理実証項目についての測定方法を表 9に示す。

電力、水等のコスト推計に用いる単価については、実証機関が適宜設定することとする。

実証機関は、測定を行った項目及びその測定方法について、実証試験結果報告書に記載しなければならない。

表 9 運転及び維持管理実証項目の測定方法

項目分類	実証項目	方法
使用資源	消費電力量	全装置の電源の積算動力計によって測定する (kWh/回)。
	燃料消費量	実証機関が適宜設定。
	水消費量	同上。
	その他反応剤消費量	同上。
運転及び維持管理性能	実証対象機器の運転・維持管理に必要な人員数と技能	実際の運転結果より評価。
	実証対象機器の安全性	安全性の確保に関する対応 (逆止弁の設置等) について、環境技術開発者が提出する技術仕様書より評価。
	非常事態への対応	停電に対する対応は、滅菌器側の停電時、実証対象機器の停電時、通電再開時 (滅菌器の通電再開時、実証対象機器の通電再開時、滅菌器実証対象機器双方の通電再開時) について、環境技術開発者が提出する試験結果より評価。 高濃度酸化エチレンの流入時の対応について、環境技術開発者が提出する試験結果より評価。
	処理性能の持続性	長期使用に伴う処理効率の劣化度合い、触媒等の部品の寿命、交換頻度等について、環境技術開発者が提出するデータより評価。
	トラブルからの復帰方法	復帰操作の容易さ等について、運転及び維持管理マニュアル及び実際の運転結果より評価。
	運転及び維持管理マニュアルの評価	実際に使用した結果より評価。

4. 分析精度の管理

対象物質の測定において一定の精度を確保するためには、試料採取から分析、定量まで相応の精度管理が行われなければならない。分析精度の管理については、排出ガス中の測定方法ではなく、環境大気中の測定方法であるが、「有害大気汚染物質測定方法マニュアル（酸化エチレン）（環境庁）」を参考に行うこととする。

（参考）

「有害大気汚染物質測定方法マニュアル（酸化エチレン）（環境庁）」（一部改変）

（１） 器具・装置の性能の評価と維持管理

1) 試料採取

試料採取に必要な器具類、材料および試薬等については、あらかじめ測定に妨害を及ぼすことがないことを確認するとともに、測定対象物質のブランク値を可能な限り低減し、目標定量下限値（ $0.01 \mu\text{g}/\text{m}^3$ ）に相当する量を超えないように配慮する。

試料採取に当たっては、常に同一の品質を維持するために、器具類、材料および試薬等の管理方法について規格化しておき、その規格についての説明ができるようにしておく。

1. 捕集管の準備と保管

捕集管は使用に際し、あらかじめ一定の割合で GC-MS により分析し汚染のないことを確認する。原則として大気濃度に換算したブランク値が目標定量下限値を超える場合は、その捕集管と同一ロットのものはすべて使用しない。

汚染のないことが確認された同一ロットの捕集管は活性炭を入れた密閉容器に保管する。試料採取に際し、捕集管は同一ロットのものを使用する。

2. 試料採取装置

試料採取に使用する器具等は洗浄し、器具等からの汚染を十分低減する。また、装置の漏れがないことを確認する。

捕集管による試料採取では、捕集流速に応じて圧力損失を生じるので、捕集流速と圧力損失について確認しておく必要がある。

3. 採取試料の保管

ガラス製の透明な捕集管を使用する場合には、捕集管はアルミ箔等を巻き付けて遮光して密栓し、更に活性炭入りの密閉容器内に保管し運搬する。試料採取後はできるだけ速やかに分析することが望ましい。

4. 試料採取の信頼性の確保

試料採取の信頼性の確保のため、あらかじめ捕集効率等を確認しておく必要がある。

捕集管による採取では、捕集剤の捕集力、測定対象物質の物理的性質（分子量、沸点等）、流量、採取時間、共存物質、更に試料中の濃度等が捕集効率や回収率に影響する。従って、これらの影響に関するデータが得られていない場合には、捕集効率および回収率が 80% 以上であることを確認する。更に、採取に際しては、捕集管の破過容量を考慮して通気速度を検討しておく必要がある。

溶媒抽出法では、一般に捕集量を大きくするため捕集効率が温度、湿度等の影響を受けやすい。このため 10 試料に 1 回程度、2 層に分割した捕集剤を別々のバイアル中で抽出しそれぞれを測定し、2 層目に一定割合以上の測定対象物質がないことを確認する。2 層目に一定割合以上の測定対象物質が検出された場合は、測定対象物質の破過が疑われるため捕集流速等を検討して再度採取する必要がある。

2) 機器測定

測定に用いる器具類、材料および試薬については、あらかじめ測定対象物質に妨害を及ぼす物質がないことを確認するとともに、測定対象物質のブランク値についても可能な限り低減する必要がある。

測定にあたっては、常に同一の品質を維持するために、器具類、材料および試薬の管理方法について規格化しておく。

1. 標準物質、内標準物質

測定値は、採取試料と標準物質の測定結果を比較することにより得られるため、測定値の信頼性を確保するためには、可能な限りトレーサビリティの保障された標準物質を用いる必要がある。

2. 前処理

採取試料の分析に際しては適切な前処理操作が必要であり、この操作の適否が分析結果に大きく影響する。このため、事前に前処理の各操作についてその妥当性を評価しておく必要がある。

抽出に使用する溶媒のブランク値が、大気濃度に換算した場合に目標定量下限値以下であることを確認する。

抽出時間を一定に保たないと、回収率が変動する場合がありますので注意する。

3. 分析機器の調整

使用する分析機器は目的に応じて測定条件を設定するとともに、試料を最適条件で測定できるように調整する。この際、感度の直線性、安定性等のほか測定の誤差となる干渉の有無、その補正法等を確認しておく。

MS のチューニング

MS に質量校正用標準物質 (PFTBA または PFK) を導入し、MS の質量校正用プログラム等によりマスパターンおよび分解能 {質量数(m/z)=18~300 程度の範囲で1質量単位(amu)以上} 等の校正を行うと共に、装置の感度等の基本的なチェックを行う。

このチューニングは測定開始前および連続測定中に応答が異常であると思われる場合に行い、チューニング後は必ず検量線を作成し直し、連続測定中の場合は必要に応じて試料の再測定を行う。この際、チューニング結果を記録して保管する。

GC の調整

カラム槽温度、注入口温度、キャリアーガス流速等の条件を設定し、応答が安定していること、測定対象物質の保持時間が適切な範囲にあり、かつ、ピークが十分に分離されていること等を確認する。スプリットレスの時間、パージガス流速等を適切な値に設定する。

(2) 測定の信頼性の評価

1) 装置の感度変動

1日に1回以上、定期的に検量線の間程度濃度の標準溶液を測定して、内標準物質の感度が検量線作成時に比べ大きく変動していないことを確認する。また、測定対象物質と内標準物質の相対感度の変動が、検量線作成時の相対感度に比べて $\pm 20\%$ 以内であることを確認し、この範囲を超えて変動する場合には、その原因を取り除き、それ以前の試料の再測定を行う。更に保持時間については、分離カラムの劣化等の場合のように徐々に変動する場合には必要に応じて対応をとればよいが、比較的短い間に変動(1日に保持時間が $\pm 5\%$ 以上、内標準物質との相対保持比が $\pm 2\%$ 以上)する場合には、その原因を取り除き、それ以前の試料の再測定を行う。

2) 検出下限値、定量下限値の測定

検量線作成時の最低濃度（定量下限値付近）の標準溶液を用いて、所定の操作により測定し、得られた測定値を各測定方法での濃度の算出式により排出ガスの濃度への換算値濃度を求める。5 試料以上測定してその時の標準偏差(s)を算出し、次式のようにその3倍を検出下限値、10 倍を定量下限値とする。操作ブランク値がある場合には、操作ブランク用試験液を同様に測定して標準偏差を計算し、両者の標準偏差のうち、大きい方を検出下限値および定量下限値の計算に用いる。

$$\text{検出下限値} = 3s (\mu\text{g}/\text{m}^3)$$

$$\text{定量下限値} = 10s (\mu\text{g}/\text{m}^3)$$

定量下限値は使用する測定機器や測定条件によって異なるため、機器の分析条件を設定した場合等必要に応じて1回以上測定し、目標定量下限値以下であることを確認する。

3) 操作ブランク値の測定

操作ブランク試験は、ゼロガス等について各測定対象物質の採取・測定等の操作を行い、採取容器、捕集管あるいは試験液の調製または分析機器への試料の導入操作に起因する汚染を確認し、試料の分析に支障のない測定環境を設定するためのものである。操作ブランク値の排出ガスの濃度への換算値が、各測定対象物質の抑制基準値の1/10より大きい場合には、採取容器、分析環境、分析装置等を十分に検査して操作ブランク値を低減し、再測定する。

4) トラベルブランク値の測定と測定値の補正等

トラベルブランク試験は、試料採取準備時から試料分析時までの汚染の有無を確認するためのものであり、採取操作以外は試料と全く同様に扱い持ち運んだものを分析し、トラベルブランク値とする。トラベルブランク試験は、一連の試料採取において試料数の10%程度の頻度で、少なくとも3試料以上行い、その平均値(e)および標準偏差(s)を求めて以下のように測定値の補正を行う。(図 - 1 参照)

トラベルブランク値の平均値(e)(以降トラベルブランク値という)が操作ブランク値(a)と同等(等しいか、小さい)とみなせる(e = a)時には、移送中の汚染は無視できるものとして、測定値(d)から操作ブランク値(a)を差し引いて濃度を計算する。

一方、移送中に汚染がありトラベルブランク値(e)が操作ブランク値(a)より大きい(e > a)場合には、トラベルブランク値を測定したときの標準偏差(s)から求めた定量下限値(10s)の大気濃度への換算値(f)が目標定量下限値(c)以下(f < c)の時は、測定値(d)からトラベルブランク値(e)を差し引いて濃度を計算する。

トラベルブランク値による定量下限値(f)が目標定量下限値(c)より大きくても(f > c)、試料の測定値(d)がトラベルブランク値による定量下限値(f)以上の時(d > f)には、測定値(d)からトラベルブランク値(e)を差し引いて濃度を計算する。

しかし、移送中に汚染があり(e > a)、トラベルブランク値による定量下限値(f)が目標定量下限値(c)より大きく(f > c)しかも試料の測定値(d)がトラベルブランク値による定量下限値(f)より小さい(d < f)場合には、測定値の信頼性に問題があるため、原則として欠測扱いとする。このような場合には、汚染の原因を発見して取り除いた後、再度試料採取を行う。

5) 2重測定

試料採取、前処理操作および機器分析における総合的な信頼性を確保するために、同一条件で採取した2つ以上の試料について同様に分析し、定量下限値以上の濃度の測定対象物質について両者の差が30%以下であることを確認する。差が大きい時には測定値の信頼性に問題があるため、原則として欠測扱いとする。このような場合には、捕集流速、系の漏れの有無、分析機器の安定性等、種々の必要事項についてチェック、改善した後、再度試料測定を行う。

2重測定は、一連の試料採取において試料数の10%程度の頻度で行う。

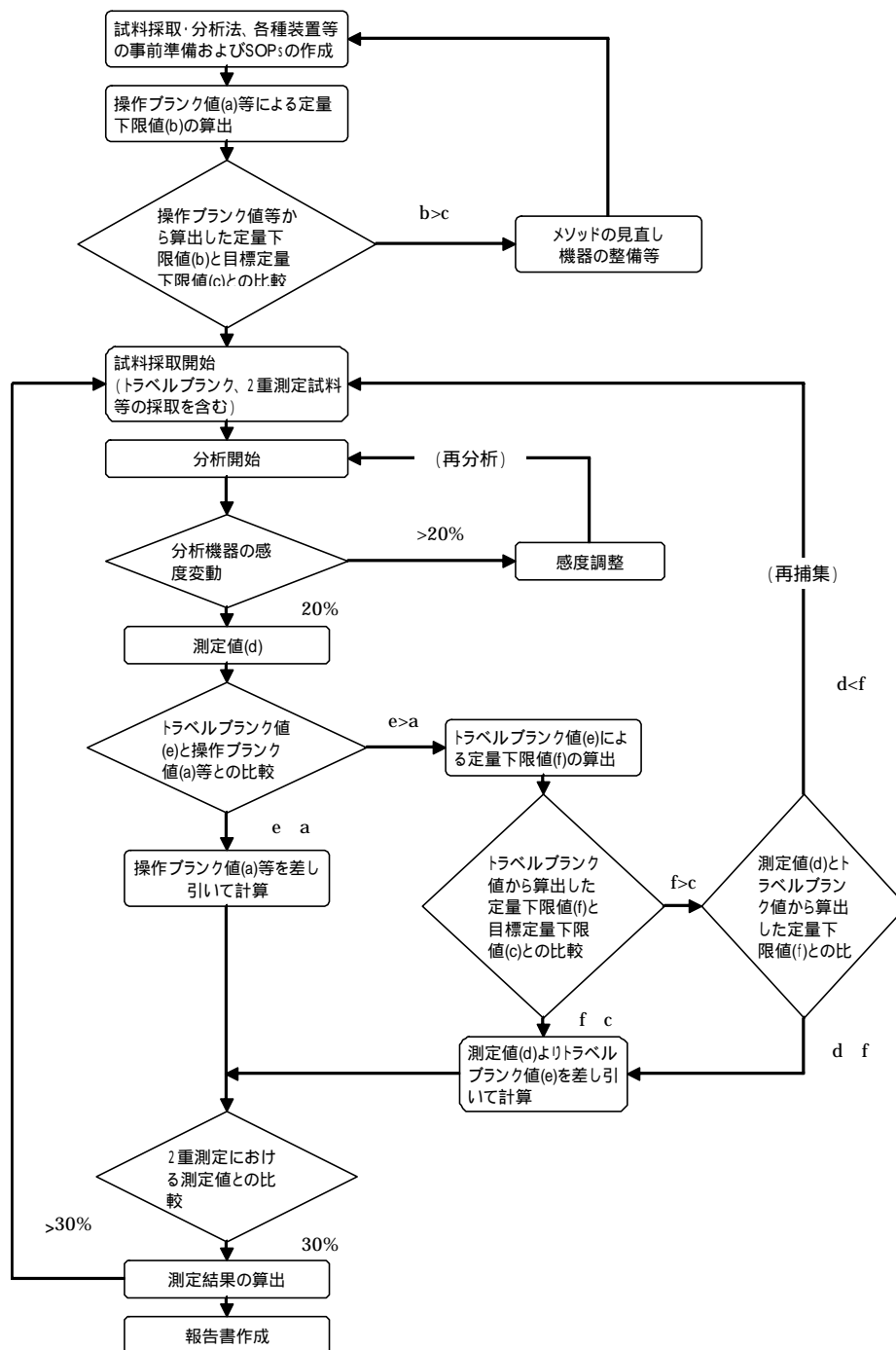
(3) データの管理および評価

1) 試料採取に関する留意事項

データの評価については、測定対象物質の使用状況や作業工程等と試料採取場所、時期、時間等を十分考慮し、得られたデータを評価する必要がある。

2) 異常値、欠測値の取り扱い

分析機器の感度の変動が大きい場合、トラベルブランク値が大きく試料の汚染がある場合、2重測定の結果が大きく異なる場合等は、測定値の信頼性に問題があるため、再測定を行ったり、欠測扱いとして再度試料の採取を行うこと等を示した。このような問題が起きると、多大な労力、時間、コストがかかるばかりではなく、異常値や欠測値が多くなると調査結果全体の評価に影響するため、事前のチェックを十分に行う等異常値や欠測値を出さないように注意する。また、異常値や欠測値が出た経緯を十分に検討し、記録に残して以後の再発防止に役立てることが重要である。



目標定量下限値：定量下限値や操作ブランク値等の許容性を判断する基準。「有害大気汚染物質測定方法マニュアル（酸化エチレン）」では、 $0.01 \mu\text{g}/\text{m}^3$ に設定されている。

分析機器の感度変動：一連の測定における感度変動は検量線作成時の感度に対して 20% 以内であること。

GC-MS 分析においては、それに各測定対象物質の定量用質量数と確認用質量数により測定したピーク面積またはピーク高さにより求めた強度比が、検量線作成時の強度比に対して 10% 以内で一致すること。

図 5 精度管理の概要

・実証試験結果報告書の作成

実証試験の結果は、実証試験結果報告書として報告しなければならない。実証試験結果報告書には、実証試験の結果、全ての運転及び維持管理活動、実証試験期間中に生じた実証項目の試験結果等の変化まで、全てが報告されなければならない。

実証試験結果報告書には以下の内容が含まれなければならない：

- 全体概要（付録3参照）
- 導入と背景
- 実証対象技術及び実証対象機器の概要
 - ・ 実証対象機器の原理と機器構成
 - ・ 実証対象技術の仕様と処理能力
- 製品製造者（名前、所在、電話番号）
- 型番
- 実証試験の方法と実施状況
 - ・ 実証試験全体の実施日程表
 - ・ 実証試験の条件設定と試験設備
 - ・ 排ガス処理性能実証項目（方法と実施日）
 - ・ 環境負荷実証項目（方法と実施日）
 - ・ 運転及び維持管理実証項目（方法と実施日）
- 実証試験結果と検討（測定・分析結果を表やグラフを用いて示す）
 - ・ 排ガス処理性能実証項目
 - ・ 環境負荷実証項目
 - ・ 運転及び維持管理実証項目
 - ・ 測定操作の記録（試料採取条件等）
- 付録
 - ・ データの品質管理
 - ・ 品質管理システムの監査

実証機関が実証試験結果報告書の原案を策定し、記載ミス等について、環境技術開発者の確認を経た後、技術実証委員会での検討を経たうえで、実証試験結果報告書を取りまとめる。実証運営機関に提出された実証試験結果報告書は、ワーキンググループにおいて検討され、環境省の承認を得ることとする。

・実証試験実施上の留意点

1. データの品質管理

(1) データ品質管理の方法

実証項目に関するデータの品質は、V. 実証試験の方法、4. 分析精度の管理に示した方法に従って管理されなければならない。

(2) 測定とデータの取得

データの品質管理のための、測定とデータの取得における要求事項は以下の通りである：

- 実証試験計画の背景となる全ての仮定、試料採取の採取位置と採取すべき試料は、全て実証試験計画の策定時に技術実証委員会に報告され、承認されなければならない。
- 試料の採取、分析については、その都度実施及び確認記録をとらなければならない。
- 標準化されていない試料採取手法や試料採取に用いる機器、データの代表性に影響を及ぼす可能性のある分析手法や分析機器を使用する際には、その妥当性が検証され、その旨が明記されなければならない。
- 試料の取り扱い、保管場所、輸送に関する要求事項について記述されなければならない。この際、試料ラベル、保管ラベル、試料保管記録を示さなければならない。
- 使用される分析手法、分析機器は文書化されなければならない。
- 全ての分析機器の校正の要求事項、校正基準を含む手法は、実証試験計画に規定されなければならない。
- インタビュー等、測定以外の方法で得られる全てのデータについて、データの使用限度が検討されなければならない。

2. データの管理、分析、表示

実証試験から得られるデータには、排ガス処理性能実証データ、排ガス量データといった定量データに加え、システムの信頼性と操作性、人員の必要性といった定性データがある。これらの管理、分析、表示方法は以下の通りである。

(1) データ管理

データは、29ページの「付録0：実証機関において構築することが必要な品質管理システム 3. 品質管理システム (3) 文書及び記録の管理」に示されるように、確実に管理されなければならない。実証機関は、データの品質管理者を1名指名しなければならない。

(2) データ分析と表示

実証試験で得られたデータは統計的に分析され、表示されなければならない。統計分析に使用された数式は、全て実証試験結果報告書に掲載する。統計処理に含まれなかったデータ(異常事態の間に収集されたデータを含む)は、実証試験結果報告書の「異常値についての報告」で報告する。

排ガス処理性能実証項目の分析・表示方法

- 実証対象機器の入口及び出口ダクトにおける酸化エチレンガス濃度の推移を示すグ

ラフ

- 実証対象機器の入口及び出口ダクトにおけるガス温度、流量、酸化エチレン濃度
- 酸化エチレンの処理効率の推移を示すグラフ及び処理率（移動収支）
- 酸化エチレンの総流入量及び総排出量
- 酸化エチレン排出平均濃度

環境負荷実証項目の分析・表示方法

- 各測定項目の測定値
- その他所見

運転及び維持管理実証項目の分析・表示方法

- 機器運転・維持管理に必要な人員数と技能に関する所見
- 実証対象機器の安全性に関する所見
- 非常事態への対応に関する所見
- 処理性能の持続性に関する所見
- トラブルからの復帰方法に関する所見
- 運転及び維持管理マニュアルの評価に関する所見
- その他所見

3. 環境・衛生・安全

実証機関は、実証試験に関連する環境・衛生・安全対策を厳重に実施しなければならない。実証試験計画を策定する際には、関連する環境問題や、実証試験と実証試験実施場所の潜在的な危険性を特定し、またそれらを防止する対策を特定しなければならない。実証機関は、実証試験に参加していない雇用者・作業員を含む、実証試験実施場所の人員に対し、これらの潜在的な危険性と安全策を周知しなければならない。実証試験計画において検討されるべき事項としては、主に以下の点が挙げられる。

- 実証対象機器の運転、処理水の排出、2次生成物発生に関する要求事項
- 生物的・化学的・電氣的危険性
- 実証試験に関係する化学物質の取り扱い、保管、廃棄
- 実証試験に関係する残さと2次生成物の取り扱いと廃棄
- 化学物質等安全データシート
- 地域の電力・配管規則の遵守
- 実証対象機器からガスが発生する場合、排気・換気設備
- 火災防止
- 緊急連絡先（救急、消防他）の確保
- 労働安全の確保
- その他

緊急連絡先、電話番号、最寄りの病院の住所と電話番号を1ページにまとめた書面は、透明なプラスチックのカバーで保護し、必要な場所に設置されなければならない。

また、本実証試験においては、爆発性のある酸化エチレンガスを使用するため、実験装置の設計、組立及び実証試験の実施にあたっては、以下の事項を厳守しなければならない。

- 実証試験に用いる酸化エチレン滅菌器シミュレータのチャンバー及び配管内に、爆発の原因となる火種が発生しないよう実証試験装置の設計及び組立を行うこと。

- 実証試験装置の周囲に、火種の要因となりうるものを設置しないこと。
- チャンバー外で爆発が起こった場合に、チャンバー内の酸化エチレンガスへの引火を防ぐため、チャンバーの入口出口の双方に MESG（実験的最大の安全すきま）0.59 mm 以下の孔を持つ防爆フィルター（メッシュ）を設置すること。
- 内部で爆発が起こった場合を想定した耐圧性または爆発放散口を持つチャンバーを使用すること。
- 実証試験を行うにあたり、火種が発生しうる操作等を行わないこと。
- 酸化エチレンガスの漏洩を感知するため、酸化エチレン簡易測定器等の機器を用いて作業環境の安全を確保すること。

4. 手数料

（１）手数料の設定と徴収

実証申請者は、実証試験に係る経費のうち、「測定・分析等」、「試験に伴う消耗品」、「出張旅費（実証機関）」の３項目に関する手数料を負担することとする。

実証機関は、対象技術の公募を実施するにあたり、この３項目に関する予定額を算定し、実証運営機関に登録するとともに、公募の際、これを明示しなければならない。算定すべき主な手数料項目（内容）は(2)のとおりであるが、必要に応じ実証運営機関と協議の上、決定することとする。なお、本分野では、実証試験にシミュレーション装置を使用することから、実証試験に関わる経費のうち固定費（設備費）の割合が大きく、申請件数による手数料額の変動が大きい。実証機関は、対象技術を公募する際、実証機関は申請件数の違いもしくは申請技術の内容により、手数料額が変動することを明確に公表することが望ましい。また、実証機関は手数料額の変動要因となる固定費の割合を可能な範囲で低減させることが望ましい。

実証機関は、実証試験計画の策定後、実証試験を開始する前に、実証運営機関と調整の上、実証試験に係る手数料額及び納付期日を確定し環境技術開発者に通知しなければならない。手数料額の確定にあたっては、必要に応じ実証運営機関及び環境技術開発者と協議の上、確定することとする。なお、納付期日は、原則実証試験開始前とする。環境技術開発者は、当該通知を受け、期日までに、実証運営機関に手数料を納付する。

なお、実証機関は、手数料額の確定の際に、実証試験途中における実証項目の追加、また、これに伴う手数料額の追加があり得ることを、環境技術開発者に対し確認しておくとともに、これらの追加を行う場合には、実証運営機関及び環境技術開発者と協議の上、対応することとする。

なお、何らかの理由により実証試験が完了できなかった場合には、実証機関は、環境省及び実証運営機関にその経緯を説明し承認を得た上で、環境技術開発者と協議し、そこまでの試験に要した費用を算定し、環境技術開発者が納付すべき手数料額を改めて確定しなければならない。

（２）手数料項目

- 測定・分析等

排ガス処理性能実証項目、環境負荷実証項目に係わる測定・分析や、運転及び維持管理実証項目の調査等に係わる費用であり、主に以下のものが挙げられる。

- ・ 人件費（排ガス処理性能実証項目、環境負荷実証項目の測定・分析、運転及び維持管理実証項目の調査等）

- ・ 補助職員賃金（排ガス処理性能実証項目、環境負荷実証項目の測定・分析、運転及び維持管理実証項目の調査等）
- ・ 設備費（シミュレーション装置、コンプレッサー／エアエジェクター、後処理装置等）
- ・ 計器類のリース費（風速計、ガスメーター、ガスクロマトグラム、全炭化水素計等）

ただし、各実証項目の測定に必要な計器類を実証機関が保有している場合は、原則として費用に含める必要はない。

- 試験に伴う消耗品

実証試験の実施に伴い消費する消耗品の費用であり、主に以下のものが挙げられる。

- ・ EOG ボンベ代
- ・ EOG 吸着管代
- ・ EOG 検知管代
- ・ 薬品代
- ・ 電気代

- 出張旅費（実証機関）

実証試験施設までの実証機関の出張旅費であり、主に以下のものが挙げられる。

- ・ 交通機関による旅費（運賃等）
- ・ 車使用料等（車使用料、燃料代、高速道路料金等）
- ・ 日当
- ・ 宿泊費

- その他

実証機関は、必要に応じ一般管理費を含めることができる。

5. 実証試験の変更又は中止について

（１）環境技術開発者の希望による実証項目の追加について

実証試験途中において、環境技術開発者より、実証項目の追加について希望があった場合には、実証機関は、第三者による客観的実証である本事業の趣旨に照らして適当な変更であるかを技術実証委員会の意見等を踏まえて判断し、実証運営機関及び環境技術開発者と協議の上、実証試験計画を変更することとする。

なお、この変更により手数料額の変更が生じる場合には、実証機関は、実証運営機関及び環境技術開発者と協議の上、環境技術開発者が納付すべき手数料額を改めて確定することとする。実証運営機関は、手数料額の確定後速やかに、環境技術開発者に対し、手数料額の追加の手続きを取ることをとする。

（２）環境技術開発者の希望による中止（辞退）について

実証試験途中において、環境技術開発者より、実証試験の中止（辞退）について希望があった場合には、実証機関は、環境省及び実証運営機関にその旨を報告し承認を得た上で、実証試験を中止することとする。

なお、中止に当たっては、実証機関は、実証運営機関及び環境技術開発者と協議の上、

環境技術開発者が納付すべき手数料額を改めて確定することとする()。実証運営機関は、手数料額の確定後速やかに、必要に応じ、環境技術開発者に対し、手数料額の返却の手続きを取ることとする。また、実証機関は、環境技術開発者が費用を負担した範囲で得られた試験データについては、環境技術開発者に提供することとする

()環境技術開発者は、中止までに要した費用を負担する。また、既に納付された手数料のうち、中止までに使用されなかった残額については、実証機関は実証運営機関及び環境技術開発者と協議の上、返却するか、返却せずに引き続き技術の改善点等の研究等にあてるかを決定することとする。また、実証機関は、環境技術開発者が費用を負担した範囲で得られた試験データについては、環境技術開発者に提供することとする。

(3) 実証機関の判断による実証項目の追加について

実証機関は、実証試験途中において、第三者による客観的実証である本事業の趣旨に照らして、実証項目の追加を行うことが必要と判断した場合()には、実証運営機関及び環境技術開発者と協議の上、実証試験計画を変更することとする(2)。

なお、この変更により手数料額の変更が生じる場合には、実証機関は、実証運営機関及び環境技術開発者と協議の上、環境技術開発者が納付すべき手数料額を改めて確定することとする。実証運営機関は、手数料額の確定後速やかに、環境技術開発者に対し、手数料額の追加の手続きを取ることとする。

()実証対象技術に、実証試験計画策定時には予想されなかった副次的影響が認められ、実証項目として追加するべきとされた場合等

(2)変更について環境技術開発者との合意が得られなかった場合には、実証試験結果報告書に、実証機関により測定するべきと判断された項目の一部についてデータが得られていないことを記述することについて、環境技術開発者の同意を得ることとする。

付録 0 : 実証機関において構築することが必要な品質管理システム

序文

環境技術実証モデル事業における実証機関は、JIS Q 9001:2000 (ISO9001:2000)「品質マネジメントシステム要求事項」、JIS Q 17025:2000 (ISO/IEC17025:1999)「試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」に準拠した品質管理システムを構築することが望ましい。本付録では、上記規格に準拠した品質管理システムがない場合、実証機関において構築することが必要な品質管理システムの要素を述べる。

1 . 適用範囲

実証組織内において実証試験に係るすべての部門及び業務に適用する。また、実証試験の一部が外部の機関に委託される場合には、受託する試験機関も本システムの適用範囲となる。

実証試験に関連する全部署を対象範囲とし、

JIS Q 17025:2000 (試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項)

JIS Q 9001:2000 (品質マネジメントシステム要求事項)

の認証を既に受けている組織であれば、それをもって本付録の要求事項を満たしているものとする。

2 . 参考文献

JIS Q 17025:2000 (ISO/IEC17025:1999) 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項

JIS Q 9001:2000 (ISO9001:2000) 品質マネジメントシステム要求事項

3 . 品質管理システム

(1) 組織体制、責任

当該組織は、法律上の責任を維持できる存在であること。

実証試験に関与する組織内の主要な要員の責任を明確に規定すること。

他の職務及び責任のいかんにかかわらず、品質システムが常に実施され遵守されていることを確実にするため、明確な責任及び権限を付与される職員 1 名を品質管理者 (いかなる名称でもよい) に指名する。

(2) 品質システム

当該組織は、実証試験について適切な品質管理システムを構築し、実施し、維持すること。

品質管理システムは、実証試験にかかわる品質方針、品質管理システムの手順を文書化すること。これらは関係する要員すべてに周知され、理解されること。

方針は、以下の事項を含まなければならない。

a) 実証試験の品質を確保することに対する組織としての公約

b) 実証試験の品質水準に関する組織としての考え方の表明

- c) 品質システムの目的
 - d) 品質マネジメントシステムを構築し実施することの記載
- また、実証試験に係る実施体制、各要員の役割と責任及び権限を文書化すること。

(3) 文書及び記録の管理

当該組織は、実証試験に関する基準（実証試験要領及び関連する規格）、実証試験計画、並びに図面、ソフトウェア、仕様書、指示書及びマニュアルのような文書の管理を行うこと。

文書管理に関して、以下の事項を確実にすること。

- a) 文書は、発行に先立って権限をもった要員が確認し、使用の承認を与える。
- b) 関連文書の構成を示し、すべての実証試験場所で、適切な文書がいつでも利用できる。
- c) 無効文書または廃止文書は、速やかに撤去するか、若しくは他の方法によって誤使用を確実に防止する。
- d) 文書のデータとしての管理方法。
- e) 記録の様式と文書の配置及び閲覧方法。

また、実証試験に関連する記録は、識別し、適切に収集し、見出し付け、利用方法を定め、ファイリングし、保管期間を定め、維持及び適切に廃棄すること。特に、試験データ原本の記録、監査の追跡ができるようなデータ及び情報、校正の記録、職員の記録、発行された個々の報告書及び校正証明書のコピーを、定めた期間保管すること。

(4) 試験の外部請負契約

当該組織が外部請負契約者に実証試験を委託する場合は、適格な能力をもつ外部請負契約者に行わせ、当該組織において実証機関と同等の品質管理を要求すること。

(5) 物品・サービスの購入

当該組織は、外部から購入する物品・サービスのうち、実証試験の品質に影響を及ぼす可能性のあるものは、検査等の適切な方法により実証試験要領の要求に合うことを検証し、この検証が済むまでは実証試験には用いないこと。

また、物品・サービスの供給者を評価し、承認された供給者のリストを作成すること。

(6) 苦情及び不適合の試験の管理

実証試験の業務またはその結果が、何らかの原因で実証試験要領やその他の規定に逸脱した場合に対応する体制と対応方法を用意すること。また、環境技術開発者からの苦情や中立性の阻害、または情報の漏洩等の不測の事態が生じた場合に対応する体制と対応方法を用意すること。これらの体制には、責任者及び対応に必要な要員を含むこと。

(7) 是正及び予防処置

当該組織は、実証試験の業務及びその結果が、試験実施要領やその他の規定に逸脱した場合または逸脱する恐れがある場合、その原因を追求し、是正または予防処置を行うこと。

(8) 監査

当該組織は、実証試験が適切に実施されているかどうか、監査を実施しなければならない

い。実証試験を外部請負業者に委託している場合は、外部請負契約者における当該業務を監査の対象とすること。

監査は試験期間中に1回以上行うこととする。2年以上の実証試験を行う場合は、定期的な監査を実施し、その頻度は1年以内であることが望ましい。

また、この監査は、できる限り実証試験の業務から独立した要員が行うものとする。

監査の結果は当該組織の最高責任者に報告すること。

4. 技術的要求事項

(1) 要員

当該組織は、実証試験に用いる設備の操作、試験の実施、結果の評価及び報告書への署名を行う全ての要員が適格であることを確実にすること。特定の業務を行う要員は、必要に応じて適切な教育、訓練、及び/または技量の実証に基づいて資格を付与すること。

(2) 施設及び環境条件

実証試験を行うための施設は、エネルギー、照明、環境条件等を含め、試験の適切な実施を容易にするようなものにする。全ての測定の実証品質に対して環境条件が結果を無効にしたり悪影響を及ぼしたりしないことを確実にすること。実証試験が恒久的な施設以外の場所で行われる場合には、特別の注意を払う。

実証試験要領、実証試験計画及びその他の基準に基づき、試験の環境条件を監視し、制御し、記録する。環境条件が試験の結果を危うくする場合には、試験を中止する。

(3) 試験方法及び方法の妥当性確認

当該組織は、業務範囲内の全ての試験について適切な方法及び手順を用いるため、実証試験要領に基づき試験方法を定めること。

実証試験要領に使用すべき方法が指定されていない場合、当該組織は、国際規格、地域規格若しくは国家規格、科学文献等に公表されている適切な方法、または設備の製造者が指定する方法のいずれかを選定する。規格に規定された方法に含まれない方法を使用する必要がある場合、これらの方法は、申請者の同意に基づいて採用し、使用前に適切な妥当性確認を行うこと。妥当性確認とは、意図する特定の用途に対して要求事項が満たされていることを調査によって確認することである。この妥当性確認は、技術実証委員会による検討及び承認によって行うことができる。

当該組織は、データの管理においてコンピュータまたは自動設備を使用する場合には、コンピュータ及び自動設備を適切に保安全管理し、誤操作によるデータの消失や誤変換がないよう、必要な環境条件及び運転条件を与えること。

(4) 設備

当該組織は、実証試験の実施に必要なすべての設備の各品目を保有（貸与を含む）すること。権限を付与された要員以外は操作できない設備がある場合は、当該組織はそれを明確にすること。過負荷または誤った取り扱いを受けた設備、疑わしい結果を生じる設備、若しくは欠陥を持つまたは規定の限界外と認められる設備は、それが修理されて正常に機能することが確認されるまで、業務使用から取り外すこと。

(5) 測定トレーサビリティ

当該組織は、実証試験の結果の正確さ若しくは有効性に重大な影響をもつ設備は、使用する前に適切な校正がされていることを確認する。

(6) 試料採取

当該組織は、試料、材料または製品の試料採取を行う場合、実証試験要領に基づいて実施すること。

(7) 試験・校正品目の取扱い

当該組織は、必要に応じ、試験品目の輸送、受領、取扱い、保護、保管、保留及び/または処分について実証試験要領に基づいて実施すること。

(8) データの検証及び試験結果の品質の保証

実証試験の結果のデータは、傾向が検出できるような方法で記録し、結果の検討に統計的手法を適用することが望ましい。この検証は、実証試験を実施した者以外の者が行うこと。

(9) 結果の報告

当該組織は、実施された試験の結果を、実証試験要領に基づき、正確に、明瞭に、あいまいでなく、客観的に報告すること。

付録 1 : 実証申請書

申請者は以下の申請書を提出すること。

【申請者】

企業名		印
住 所	〒	
担当者所属・氏名		
連絡先	TEL :	FAX :
	e-mail :	
技術・製品の名称		

1. 技術の概要

機器構成と処理フロー図
原理
本技術の目的
特徴・長所・セールスポイント

2. 自社による試験結果

【試験方法】

濃度測定方法	
--------	--

【試験条件】

処理時間	min
処理対象ガス	
使用滅菌器	
使用滅菌器容量	L

【測定結果】

	実証対象機器入口	実証対象機器出口
温度		
流量	L/min	L/min
酸化エチレン濃度	ppm	ppm

【性能評価】

処理率	%
単位時間あたり最大処理量	g/min

酸化エチレン排出濃度の連続測定データがある場合は、該当資料を添付すること。

3. 製品データ（基本仕様については添付書類にて提出のこと）

項目		記入欄
実証対象機器名		
型番		
製造企業名		
連絡先	TEL	() -
	FAX	() -
	Web アドレス	http://
	E-mail	@
サイズ		W mm × D mm × H mm
重量 (kg)		
対象滅菌器容量 (L)		
接続滅菌器の制約条件	機器運転に必要な通信機能	なし あり 具体的に ()
	対応できる滅菌器の形状等の制約条件	
	対応できる滅菌器種等の特記事項	
前処理、後処理の必要性		なし あり 具体的に ()
付帯設備		なし あり 具体的に ()
実証対象機器寿命		

項目	記入欄			
	費目	単価	数量	計
コスト概算 イニシャルコスト費目例： 設置費、工事費等 ランニングコスト費目例： 消耗品、2次生成物処理費、 電力費等	イニシャルコスト			
	ランニングコスト (1 運転あたり)			

4. 開発状況・納入実績

もっとも近い番号に をつけてください。

- 1．試作機は作成可能だが、製品化にはいたっていない。
- 2．既に製品化しており、製品として出荷できる。
- 3．納入実績がある。

↓

具体的に

5. 技術の先進性等について

技術の先進性、特許・実用新案等の申請・取得状況、論文発表、受賞歴、公的機関による実証試験実績の有無等を記入して下さい。

6. その他（特記すべき事項）

【本申請書に添付する書類】

実証対象機器の基本仕様書

自社による性能試験結果（酸化エチレンガス処理性能だけでなく、停電時に対する対応（滅菌器側の停電時、実証対象機器の停電時、通電再開時 [滅菌器の通電再開時、実証対象機器の通電再開時、滅菌器実証対象機器双方の通電再開時]）、高濃度酸化エチレン流入試験の結果等のデータがある場合は、それらも添付すること）

運転及び維持管理マニュアル

運転及び維持管理マニュアルとは、実証対象機器の運転及び維持管理方法を掲載した文書のことであり、以下の情報等を含むものとする：

- 実証対象機器の設置方法
- 運転方法（標準的な運転パターン、所要処理時間等の情報を含む）
- 維持管理方法
- トラブルシューティング

付録 2：実証試験計画

実証試験計画は、実証試験デザインと、実証試験を通じての各手続きといった、実証試験の目的や作業の内容を示すものである。実証試験計画の内容は状況に依存するが、最低限、以下を含まなければならない：

1. 表紙 / 実証試験参加者の承認 / 目次

実証試験計画の表紙、実証試験計画を承認した実証モデル事業参加者（実証機関責任者、環境技術開発者）の氏名と目次を記す。

2. 実証試験参加組織と実証試験参加者の責任分掌

実証試験における参加組織とその責任者の、責任の所在を明確に記す。

3. 実証対象技術及び実証対象機器の概要

- 実証対象機器の原理、前処理 / 後処理を含むシステム構成
- 実証対象機器の大きさ、重量
- 主な消耗品、消耗材、電力等消費量
- 実証対象機器の運転及び維持管理に必要な作業項目
- 実証対象機器から排出される 2 次生成物の物理的・化学的特性と発生頻度、処理される酸化エチレンに対する割合
- 実証対象機器の使用者に必要な運転及び維持管理技能
- 騒音・におい対策

4. 実証試験の内容

(1) 試験期間

- 試験期間とスケジュール

(2) 排ガス処理性能実証項目の実証試験

- 排ガス処理性能実証項目
- 試料採取手法、試料採取に用いる機器、試料の保存方法、保存期間
- 分析手法・分析機器、分析スケジュール
- 校正方法、校正スケジュール

(3) 環境負荷実証項目の実証試験

- 環境負荷実証項目
- 分析手法・分析機器、分析スケジュール

(4) 運転及び維持管理実証項目の実証試験

- 運転及び維持管理実証項目
- 作業スケジュール・担当者、記録様式
- 環境技術開発者からの提供データの評価方法

- その他の実証項目、評価方法、情報収集スケジュール

5. データの品質管理

- 測定操作の記録方法
- 精度管理に関する情報
- 追加的な品質管理情報の提出の必要性（ただし全ての未処理データは、実証試験結果報告書の付録として記録する）

6. データの管理、分析、表示

（１） データ管理

実証試験を通じて生成され、管理対象となるデータやそのフォームを特定しなければならない。

（２） 分析と表示

実証試験計画では、データの分析手法や表示形式を特定しなければならない。

7. 監査

実証試験計画では、監査スケジュール、監査手続き、監査グループの情報についても示されなければならない。

8. 付録

以下は付録として、実証試験計画に示されなければならない：

- 環境技術開発者による運転及び維持管理マニュアル
- 参考となるその他の文書やデータ

付録 3：実証試験結果報告書 概要フォーム（暫定版）

実証対象技術 / 環境技術開発者	
実証機関	
実証試験期間	
本技術の目的	

1. 実証対象技術の概要

方式	原理

2. 実証試験の概要

実証対象機器の仕様

項目	仕様及び処理能力								
型式									
サイズ, 重量	W	mm	x	D	mm	x	H	mm,	kg
対象滅菌器 容量	L								
対応できる 滅菌器種									

実証試験条件設定

【標準酸化エチレンガス処理試験】

	濃度	流量	酸化エチレン量
設定値	%	L/min	g/min

【酸化エチレン滅菌器シミュレータ排ガス処理試験】

➤ パターン A

	排ガス開始	排ガス終了	エアレーション開始	洗浄終了
経過時間 (min)				

➤ パターン B

	排ガス開始	排ガス終了	洗浄終了
経過時間 (min)			

3. 実証試験結果

排ガス処理性能実証項目

標準酸化エチレンガス処理試験

【実証対象機器入口・出口の各パラメータ実測結果】

【処理効率推移】

項目	入口		出口
温度			
EOG 総量	g		mg
EOG 濃度	平均	%	ppm
	最大	%	

【性能評価結果】

項目	性能評価値	
処理率	%	
単位時間あたり 処理量	平均	g/min
	最大	g/min

酸化エチレン滅菌器シミュレータ排ガス処理試験

➤ パターン A

【処理時間及びチャンパー容量】

【濃度推移】

項目	設定値
処理時間	min
チャンパー容量	L

【実証対象機器入口・出口の各パラメータ実測結果】

項目	入口	出口
温度		
EOG 総量	g	mg
EOG 平均濃度	-	ppm

【性能評価結果】

項目	性能評価値
処理率	%

➤ パターン B

【処理時間及びチャンパー容量】

【濃度推移】

項目	設定値
処理時間	min
チャンパー容量	L

【実証対象機器入口・出口の各パラメータ実測結果】

項目	入口	出口
温度		
EOG 総量	g	mg
EOG 平均濃度	-	ppm

【性能評価結果】

項目	性能評価値
処理率	%

環境負荷実証項目

項目	実証結果
CO 濃度	
NOx 濃度	
2次生成物 発生状況	
騒音 (参考値)	

運転及び維持管理実証項目

項目	標準酸化エチレン ガス処理試験	シミュレータ排ガス処理試験	
		パターン A (容量 50L)	パターン B (容量 50L)
電力消費量	kWh/60min (g の EOG)	kWh/回 (min)	kWh/回 (min)
燃料消費量			
水消費量			
その他反応剤消費量			

(定性的所見)

項目	所見
機器運転・維持管理に 必要な人員数・技能	
運転及び維持管理 マニュアルの評価	
その他 (実証対象機器の 発熱等)	

(参考情報)

このページに示された情報は、全て環境技術開発者が自らの責任において申請した内容であり、
環境省及び実証機関は、内容に関して一切の責任を負いません。

製品データ

項目		環境技術開発者 記入欄		
名称 / 型式				
製造(販売)企業名				
連絡先	TEL / FAX	()	- / ()	-
	Web アドレス	http://		
	E-mail	@		
サイズ / 重量		x	x	(mm) kg
前処理、後処理の 必要性				
付帯設備				
対応できる滅菌 器種等の特記事項				
実証対象機器の 安全性				
処理性能の持続性				
トラブルからの 復帰方法				
非常事態への対応				
実証対象機器寿命				
コスト概算(円) <small>(電力消費量、燃料消費量、水消費量は実証機関による測定値)</small>		イニシャルコスト		
			x	
			x	
			x	
		合計		
		ランニングコスト		

その他メーカーからの情報

--

資料編

・環境技術実証モデル事業の概要

1．目的

既に適用可能な段階に有り、有用と思われる先進的環境技術でも環境保全効果等についての客観的な評価が行われていないために、地方公共団体、企業、消費者等のエンドユーザーが安心して使用することができず、普及が進んでいない場合がある。

このため、本モデル事業により、このような普及が進んでいない先進的環境技術について、その環境保全効果等を第三者機関が客観的に実証する事業を試行的に実施する。

本モデル事業の実施により、ベンチャー企業等が開発した環境技術の普及が促進され、環境保全と地域の環境産業の発展による経済活性化が図られるものと期待する。

2．「実証」の意味について

本モデル事業では、環境技術の環境保全効果等を試験等に基づき客観的なデータとして示す「実証」を行う。類似のものとして、環境技術が満たすべき性能について一定の基準を設定し、この基準への適合性を判定する「認証」があるが、本事業では、このような「認証」は行わない。

3．事業実施体制

本モデル事業は、環境省、実証試験要領の作成・実証機関の公募選定・手数料項目の設定と徴収等を行う実証運営機関、技術実証を行う実証機関等が連携して行う。

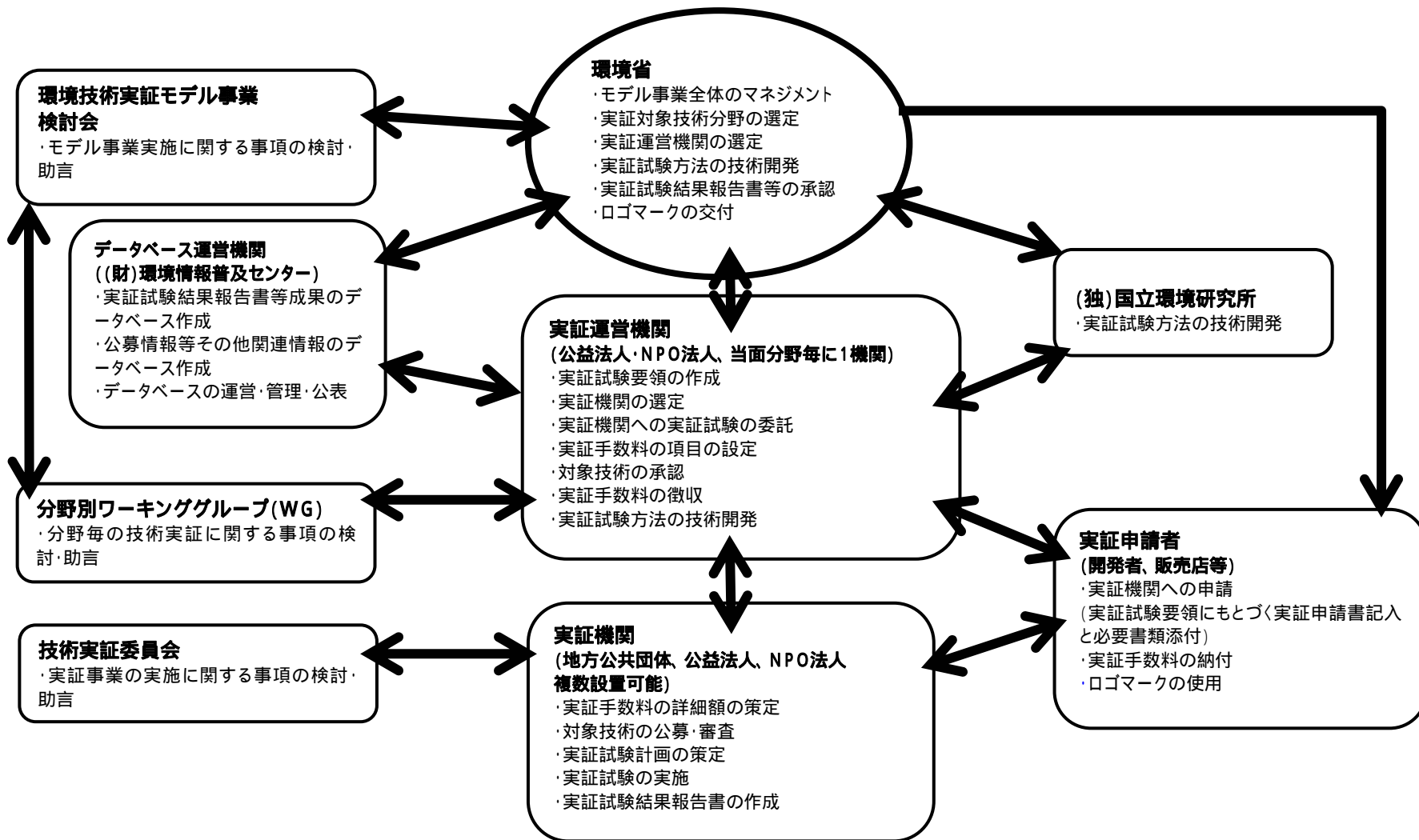
4．事業の手順

本モデル事業は、概ね以下のような手順で進める。

- (1) 環境省は、アンケート調査等により、技術の開発・販売企業、ユーザー等のニーズを把握する。
- (2) 環境省は、検討会における検討を踏まえ、対象技術分野を選定する。
- (3) 環境省は、実証試験要領の作成・実証機関の公募選定・手数料項目の設定と徴収等を行う「実証運営機関」を選定する。
- (4) 実証運営機関は、選定された対象技術分野について、具体的な技術実証の方法を定めた「実証試験要領」を作成する。
- (5) 実証運営機関は、実証試験を行う第三者機関である「実証機関」を選定する。
- (6) 実証機関は、企業等が実証を受けることを希望する技術を公募する。
- (7) 実証機関は、応募されてきた技術の中から、実証を行う技術を、専門家による委員会で検討を行い、審査する。

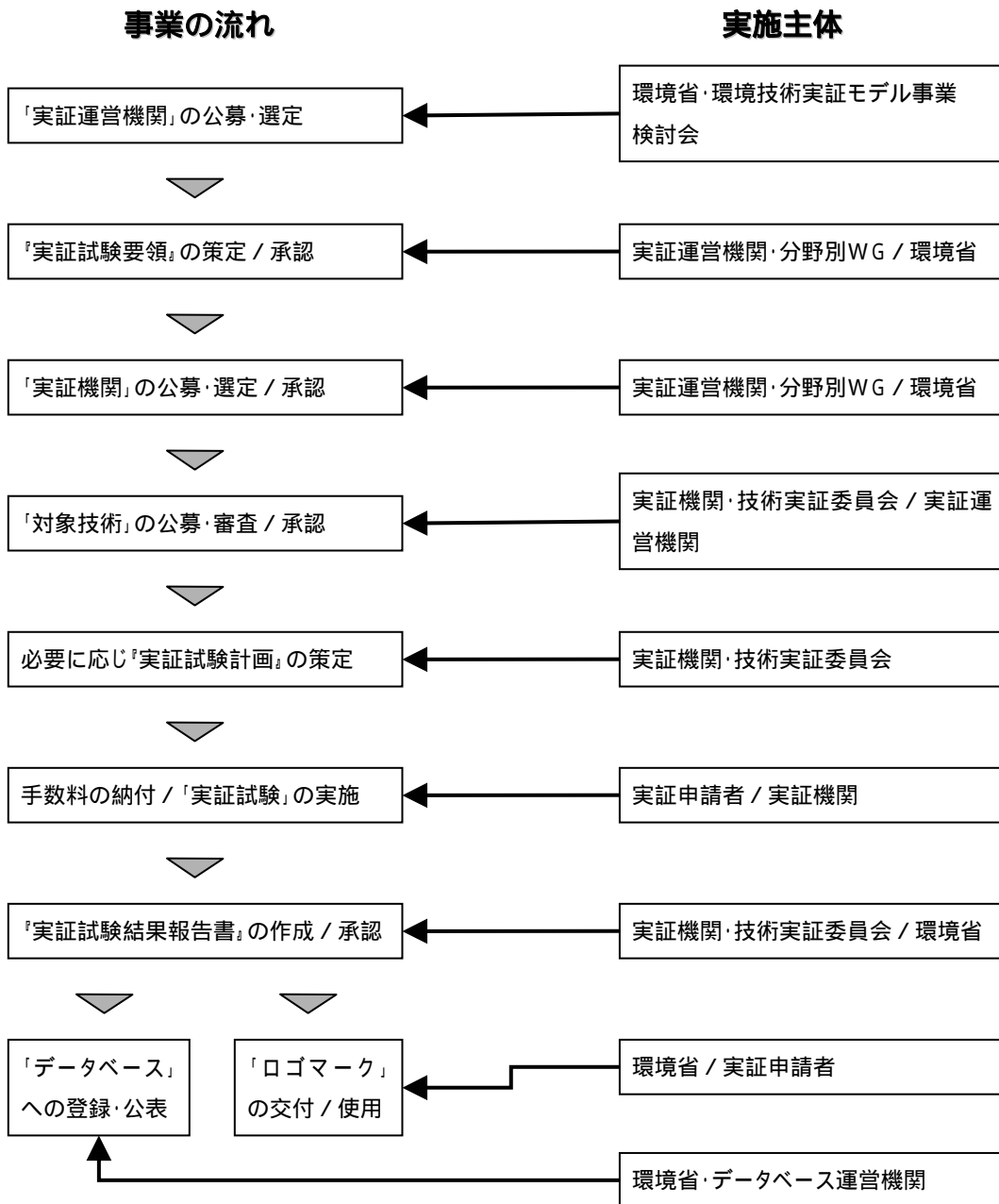
- (8) 実証機関は、選定された技術について、実証試験要領に基づき、実証試験を行う。
- (9) 実証機関は、実証試験結果を報告書として取りまとめ、実証運営機関を経て、環境省へ報告する。また、この報告書は、インターネット上のデータベースに登録され、一般に公表される。
- (10) 環境省は、実証済み技術に対してロゴマークを配布する。

「環境技術実証モデル事業」実施体制



(注) 環境省の承認を得た上で、実施体制の一部を変更して事業を実施することもありうる。

・環境技術実証モデル事業の流れ



平成17年度環境技術実証モデル事業検討会 VOC 処理技術ワーキンググループ設置要綱

1. 開催の目的

環境技術実証モデル事業の実施にあたり、平成17年度に技術実証を行うこととされた技術分野「酸化エチレン処理技術分野」及び「VOC 処理技術（ジクロロメタン等有機塩素系脱脂材処理技術）」に関し、専門的知見に基づき検討し、本事業の円滑かつ効率的な推進に資するため、VOC 処理技術ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

2. 調査検討事項

(1) 酸化エチレン処理技術分野について

実証試験要領の策定
実証機関の選定
実証試験報告書の確認
その他事業の実施に関する事項

(2) VOC 処理技術分野（ジクロロメタン等有機塩素系脱脂材処理技術）について

実証試験要領の策定
実証機関の選定
実証試験報告書の確認
その他事業の実施に関する事項

(3) 将来的な実証試験のあり方及び技術分野の候補の検討について

手数料徴収体制における事業の実施に関する事項
その他将来的な事業の実施に関する事項

3. 組織等

(1) ワーキンググループは、検討員10名以内で構成する。

(2) ワーキンググループに座長を置く。

(3) 座長は、ワーキンググループを総理する。

(4) 検討員は、VOC 処理技術の実証試験に関連する学識経験者、有識者等から環境省環境管理局の同意を得て株式会社 UFJ 総合研究所が委嘱する。

(5) 検討員の委嘱期間は、株式会社 UFJ 総合研究所が委嘱した日から当該日の属する年度の末日までとする。

(6) 必要に応じ、個別具体的な検討を行う分科会を設置する。

(7) その他、必要に応じ環境技術実証モデル事業に参画する者、利害関係者等をオブザーバー等として参加させることができることとする。

4. 審議内容等の公開等

本ワーキンググループは原則、公開で行うこととする。但し、公開することにより、公正かつ中立な検討に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、特定な者に不当な利益もしくは不利益をもたらすおそれがある場合には、座長はワーキンググループを非公開にできるものとする。

5 . 庶務

ワーキンググループの庶務は、環境省環境管理局の同意を得て、株式会社 UFJ 総合研究所において処理する。

平成17年度環境技術実証モデル事業検討会 VOC 処理技術ワーキンググループ 検討員名簿

岩崎 好陽	元 東京都環境科学研究所 参事研究員
小淵 存	(独)産業技術総合研究所環境管理研究部門 浄化触媒研究グループ長
加藤征太郎	中央大学理工学部 講師
坂本 和彦	埼玉大学大学院理工学研究科 教授
志賀 孝作	東京都鍍金工業組合 環境科学研究所 所長
土井 潤一	日本産業洗淨協議会 理事
中杉 修身	上智大学大学院 地球環境学研究科 教授
山川 洋平 (第2回まで)	武蔵野赤十字病院 事務部長 (元 東京都衛生局薬務部長)

<事務局(環境省)>

徳永 泉	環境管理局環境管理技術室 室長
瀬川 正宇	同 室長補佐
根岸 美好	同 騒音係長
田中 裕子	同 企画係長
中野 正博	環境管理局大気環境課 課長補佐
東 利博	環境保健部環境安全課 課長補佐
上田 健二	総合環境政策局環境研究技術室 調整係長

(平成17年10月より環境管理局は水・大気環境局)

<事務局(株式会社UFJ総合研究所

(平成18年1月より三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社))>

齊藤 栄子	環境・エネルギー部 主任研究員
金谷 扇	環境・エネルギー部 研究員
森本 高司	環境・エネルギー部 研究員
清水 孝太郎	環境・エネルギー部 研究員

職名等は平成18年3月現在

・VOC 処理技術ワーキンググループにおける検討経緯（酸化エチレン処理技術関連部分）

（平成16年度）

第1回会合 平成16年 5月19日 15:30～18:00

実証試験結果報告書の検討
実証試験要領の見直し
実証機関の公募・選定について

第2回会合 平成16年 6月30日 13:00～15:00

実証試験要領について

第6回会合 平成17年 3月 8日 9:30～11:30

酸化エチレン処理技術実証試験結果報告書の検討
酸化エチレン処理技術実証試験要領の見直し

（平成17年度）

第1回会合 平成17年 5月25日 13:00～15:00

酸化エチレン実証試験の今後の進め方について

分科会 平成17年11月 1日 10:00～12:00

実証試験ニーズ調査の結果について
実証試験における手数料項目について
実証試験技術分野の方向性について

【参考】 酸化エチレン処理技術ワーキンググループにおける検討経緯

第1回会合 平成15年 7月15日 10:00～12:00

環境技術実証モデル事業について
酸化エチレン処理技術について
実証試験要領（案）について

第2回会合 平成15年 8月 5日 9:00～12:00

実証試験要領（案）に対する意見表明
実証試験要領（案）について

第3回会合 平成15年 9月 2日 10:00～12:00

実証試験要領（二次案）について
実証機関の募集・選定について

第4回会合 平成15年10月10日 10:00～12:00

実証試験要領について
実証機関の募集について
実証機関への応募団体からのヒアリング
実証機関の選定について

第5回会合 平成16年 3月23日 13:30～16:00

環境実証モデル事業全般について
酸化エチレン処理技術実証試験結果報告書要約（案）について

酸化エチレン処理技術実証試験要領変更履歴

初版 平成 15 年 9 月 11 日 公表

第 2 版 平成 16 年 6 月 9 日 公表

< 初版からの主な改訂内容 >

- 事業体制に関する不整合の修正、重複する記述の整理。
- 酸化エチレン濃度、流量等の測定方法の変更。
- 騒音の測定データを参考値扱いへ変更。
- 「環境・衛生・安全計画」を実証試験計画に反映されるべきものとして削除。
- 実証試験結果報告書、実証試験計画の項目の整理。
- 実証申請書、実証試験結果報告書概要フォームを暫定版として改訂。

第 3 版 平成 18 年 3 月 31 日 公表

< 第 2 版からの主な改訂内容 >

- 手数料徴収体制への移行に伴う事業体制、手数料項目等の記述の追加
- 実証試験の変更または中止に関する項目を追加。